

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：33908

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530129

研究課題名(和文) 環境と開発における先住民族の法的地位の再検討 - 国際法形成過程変容の多面的考察

研究課題名(英文) The review of the status of indigenous peoples in international law from multiple perspectives

研究代表者

松本 裕子(小坂田裕子)(MATSUMOTO (OSAKADA), Yuko)

中京大学・法学部・准教授

研究者番号：90550731

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円、(間接経費) 960,000円

研究成果の概要(和文)：人権法以外の国際法の文脈(国際環境法・国際開発法・国際経済法)でも、先住民族が影響を受ける国際規範の定立にその参加が認められる場合があり、程度の差はあるものの、規範の実施にその権利尊重の必要性が認識されつつある。ただし、国家中心的な国際法が構造転換したといえるかについては、現状ではそれを肯定するに十分な実行の積み重ねはない。

国際法上の先住民族の権利の日本国内への影響については、国連宣言採択を受けて、国及び一部の地方自治体による公文書等への一定の反映や政策決定の正当性の根拠とする動きはある。ただし、国連宣言の採択が国及び地方自治体の既存の政策の根本的変更を招くような状況は存在していない。

研究成果の概要(英文)：Our research has revealed that in the context of international environmental law, international development law and international economical law, there are some cases where indigenous peoples are allowed to participate in the process of making a law which might affect them and that, on one level or another, there exists a growing awareness of the importance of respecting their rights in implementing laws. We couldn't find, however, sufficient accumulation of state practices to prove the structural conversion of state-centered international law.

Our research also has shown that some local and national administrative bodies referred to UN declaration and occasionally used it to justify their policies concerning the Ainu. At municipal level, however, this tendency can be seen only in a few local areas where relatively many Ainu people live. Besides, there is no case where the UN declaration fundamentally changed the existing national and local policies toward the Ainu.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：先住民族 アイヌ 国際人権法 国際環境法 開発 国際経済法 憲法

1. 研究開始当初の背景

開発は、先住民族の伝統文化及び環境との間に緊張を生じさせる。先住民族の同意なく実施される伝統的領域での資源開発や伝統的知識の商業的利用により、多くの先住民族の伝統文化は存続の危機に瀕している。先住民族の伝統文化は、自然と調和的であることから、開発におけるその保護は環境保全の一環とも位置づけられる。開発における先住民族の伝統文化保護、ひいては環境保全の問題に対処すべく、複数の国際機関で国家や企業の行動基準の設定等の検討が進行中だが、その多くで議論は紛糾し、根本的な解決には至っていない。その主要な原因は、自国企業を擁護する先進国と、先住民族の権利を主張する途上国との間の意見対立にある。もっとも、途上国の中には自国の利益保護のために先住民族の権利を主張しているにすぎず、自国内で先住民族の権利侵害をおこなっている場合も少なくなく、この問題には先進国対途上国という単純な二項対立では捉えきれない複雑さがある。加えて、当該問題が人権、開発援助、環境、貿易といった多分野にわたることが、根本的な解決をさらに困難にしている。

「先住民族の権利に関する国連宣言」(以下、国連宣言)の採択に伴い、先住民族は新たな権利主体として国際的な認知を得、環境と開発、貿易に関する決定過程においても、新たに自らの権利を反映させるべく働きかけを行っている。先住民族は、環境と開発、貿易に関する法に、国際人権法の新たな発展を読み込んで、両者を融合すべく働きかけを行っている。このような実行は、複合的な問題領域に関する新たな法領域の可能性を示唆すると同時に、国家中心的な伝統的国際法形成プロセスの変化の可能性を提起している。すなわち、国家の行動を規律する条約の作成は、国家間交渉に基づいておこなわれ、各国家の政策プライオリティに応じて国際

規範が規定されてきた。非国家アクターである先住民族は、本来、彼(女)らの財産的及び非財産的利益の侵害が問題となる状況で、問題解決を国家間交渉に委ねることで自らの直接的な関与を排除してきた既存の法的枠組みを問い直し、対等な交渉者として参加する実践を積み重ね、多様な価値を反映する国際的合意形成のプロセスを再構成する必要性を提起しているのである。

2. 研究の目的

第一の目的は、国際人権法で発展した先住民族の権利が、開発・環境・貿易の法分野に与える影響を包括的に把握し、先住民族の権利保障を通じた環境保全の可能性と課題を明らかにすることにある。具体的には、人権・開発・環境・貿易分野における国際機関の実行を多面的に分析することによって、開発における先住民族の伝統文化保護を通じた環境保全について、各分野においていかなるアプローチで、どの程度の保護義務が確立しているのかを明らかにする。第二の目的は、こうした実証分析を踏まえて、非国家主体である先住民族が国際法形成過程に参加することを契機とした、持続的発展を可能にする新たな国際的合意形成過程のあり方を示すことである。第三の目的として、国際人権法における先住民族の権利が日本の法・政策の問題としても重要な意味を持っているという観点から、アイヌ政策にもたらす影響の可能性と限界についても明らかにする。

3. 研究の方法

本研究では、開発における先住民族の伝統文化保護を通じた環境保全の問題を検討している人権・開発・環境・貿易分野の国際諸機関の実行を取り上げて、それぞれの機関における議論の現状、及び達成された保護の度合いを整理し、比較分析した上で、国際法形成過程における非国家主体である先住民族の法的位置づけにつき、分野横断的な体系化

をおこなう。人権機関は松本(小坂田)、国際金融機関は坂田、先住民族が有する遺伝資源の衡平な分配に關与する機関は遠井、

先住民族の知的財産権保護に關する機関は小林が担当する。判例や議事録等の分析という実証的研究手法をとり、関連国際会議への参加による最新情報の収集や当事者へのインタビューによる実情把握もおこなう。連携研究者達との意見交換を通じて、先行研究の知見も生かしながら、国際的合意形成過程における非国家主体たる先住民族の法的位置づけにつき共同研究する。

4. 研究成果

(1) 人権法以外の国際法の文脈でも、先住民族の権利への一定の配慮がおこなわれる現象がみられる。具体的には、国際環境法・国際開発法・国際経済法(貿易・投資)において、先住民族が影響を受ける可能性のある国際規範の定立への先住民族の参加が認められる場合があり、程度の差はあるものの、規範の実施において先住民族の権利の尊重の必要性が認識されるようになりつつある。ただし、個別のレジームを超えて、国家中心的な伝統的国際法が構造転換したといえるかについては、現状ではそれを肯定するに十分な実行の積み重ねはない。今後、個別レジームにおける実行の積み重ねがいかに進み、それが国際法一般にどのような意味をもつかについては、検討課題として残されている。

(2) 国際法上の先住民族の権利の日本国内への影響については、行政への一定の影響は認められる。具体的には、国連宣言採択を受けて、国及び一部の地方自治体において、公文書・政策文書への一定の反映や政策決定の正当性の根拠とする動きはある。ただし、地方自治体レベルでのそのような動きは、アイヌ民族が一定数以上存在し、アイヌ政策の担い手となっている一部の自治体に限定され

ており、自治体ごとの意識のばらつきがある。その一方で、国連宣言の採択が国及び地方自治体の既存の政策の根本的変更を招くような状況は存在していない。また、自治体によっては、国際義務は国の問題との認識があり、概して、自らが国際義務を負っているという意識は乏しいように思われる。

(3) 本プロジェクトは、国際法学及び憲法学において先住民族研究が周辺化しがちな傾向を問題視し、先住民族研究の裾野を広げ、より広く関心をもってもらえるようにするという目的を有していた。3年間のプロジェクト実施を通じ、この目的は一定程度、達成したように思われるが、むしろそれは出発点にようやく立ったことを意味する。本プロジェクトは一区切りするが、今回のプロジェクトで明確になった問題点を継続的に検討する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 10件)

坂田雅夫、投資協定仲裁における先住民族権利問題、彦根論叢、査読無、402号、2014年掲載確定

小坂田裕子(松本裕子)、先住民族の事前の自由なインフォームド・コンセントを得る義務 - 国際人権法の環境・開発分野への影響の限界と可能性、世界法年報、査読無、33号、2014年、94 - 112頁

小林友彦、条約の国内実施をめぐる現代的課題 - 日本と中国におけるWTO協定履行体制を素材とした覚書 -、新世代法政策学研究、査読無、第20巻、2013年、351 - 374頁

落合研一、「民族共生の象徴となる空間」構想の憲法的意義、国際人権ひろば、査読無、No.108、2013年、8 - 9頁

小坂田裕子(松本裕子)、先住民族の土地権をめぐる過去と現在の交錯、法律時報、査読無、85巻12号、2013年、55 - 59頁

遠井朗子、名古屋議定書における先住民族の権利の位相、法律時報、査読無、85巻12号、2013年、60 - 64頁

落合研一、「先住民の権利に関する国連宣言」とアイヌ政策、法律時報、査読無、85巻12号、2013年、65 - 69頁

小坂田裕子（松本裕子）、人権条約における先住民の土地に対する権利の展開 - アイヌ民族の集団の権利考察の一助として - 、国際人権、査読無、第23号、2012年、34 - 41頁

小坂田裕子（松本裕子）、地域的人権条約に基づく先住民の土地に対する集団的財産権の承認 - 先住民概念および時際法との関係に焦点をあてた米州とアフリカの実行比較、国際人権、査読有、第22号、2011年、106 - 113頁

小林友彦、「EUによるアザラシ製品の輸入禁止」事件（カナダ対EU）に係るWTO紛争処理手続の動向：動物福祉と先住民の権利との相克？、商学討究、査読無、62巻1号、2011年、145 - 164頁

〔学会発表〕(計 6件)

小坂田裕子（松本裕子）、国際人権法における先住民の権利の展開とその意義 - 十分に情報を得た上での自由な同意を得る義務を中心に - 、世界法学会、2013年5月18日、帝京大学板橋キャンパス

落合研一、On Policy Measures for the Socio-Economic Betterment of the Ainu People, Intellectual Property, Socio-Economic Life and Indigenous Peoples - An International Seminar Reflecting the Current Development, 2012年12月15日、国立清華大學科技法律研究所、台湾

坂田雅夫、経済危機と投資協定仲裁：アルゼンチン危機にみる国際法上の論点、滋賀大学経済経営研究所定例研究会、2012年11月29日、滋賀大学

KOBAYASHI, Tomohiko, Catch Me If You Can: Revisiting the Role of Anti-Circumvention Provisions under International Law, International Conference on Law and Society, 2012年6月7日、Hilton Hawaiian Village, USA

遠井朗子、生物多様性保全及び自然保全関連諸条約の国内実施 - CITESの国内実施と外来生物法の制定過程の比較を中心として - 、上智大学環境法セミナー「環境保全のための国際法と国内法の関係」、2012年6月2日、上智大学

小坂田裕子（松本裕子）、人権条約における先住民の土地に対する権利の展開、国際人権法学会、2011年11月5日、北海道大学

〔図書〕(計 1件)

穴沢眞・江頭進（編）、日本評論社、グローバルリズムと地域経済、2012年、小林友彦担当箇所109 - 139頁

〔産業財産権〕

出願状況（計 0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織
(1) 研究代表者
松本 裕子（小坂田 裕子）(MATSUMOTO, Yuko (OSAKADA, Yuko)
中京大学・法学部・准教授
研究者番号：90550731

(2) 研究分担者
小林 友彦（KOBAYASHI, Tomohiko）
小樽商科大学・商学部・准教授
研究者番号：20378508

坂田 雅夫（SAKATA, Masao）
滋賀大学・経済学部・准教授
研究者番号：30543516

遠井 朗子 (TOI, Akiko)
酪農学園大学・環境システム学部・教授
研究者番号：70438365

落合 研一 (OCHIAI, Kenichi)
北海道大学・アイヌ・先住民研究センタ
ー・助教
研究者番号：80605775

(3)連携研究者

桐山 孝信 (KIRIYAMA, Takanobu)
大阪市立大学・法学研究科・副学長
研究者番号：30214919

上村 英明 (UEMURA, Hideaki)
恵泉女学園大学・人間社会学部・教授
研究者番号：90350511